

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
平成23年1月4日より、みずほ信託銀行株式会社において

プレミアライフM

一般勘定移行型変額終身保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成23年1月4日よりみずほ信託銀行株式会社(社長:野中 隆史、以下「みずほ信託銀行」)において、**一般勘定移行型変額終身保険「プレミアライフM」**(*1)を販売開始いたします。

「プレミアライフM」は、健康状態の告知なしで80歳までご加入いただけ、一生涯にわたり死亡保障が続く終身保険です。

本商品の死亡時最低保証金額(*2)は、ご契約後6年目から毎年基本保険金額の1%ずつ、契約年齢に応じて最高115%まで増加(ロールアップ)します。

また、特別勘定運用期間満了時(契約から20年後)の運用成果に最低保証があり、契約20年後に一般勘定で運用する終身保険に自動移行します。

本商品の特別勘定は、運用環境に応じて株式資産部分と短期金融資産部分の比率を機動的に変更し、お客さまの大切なご資産をまもりながらふやすことをめざします。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

*1「プレミアライフM」は、みずほ信託銀行における「一般勘定移行型変額終身保険」の販売名称です。

*2特別勘定運用期間(20年間)において死亡保険金額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。死亡時最低保証率は、契約日から5年間は100%とし、以後1年経過ごとに1%を加えた率に増加します。ただし、年単位の契約応当日における被保険者の年齢が85歳以上である場合は、その契約応当日の前日の率と同じ率になります。このため80歳契約の場合、死亡時最低保証率は100%のまま一定となります。

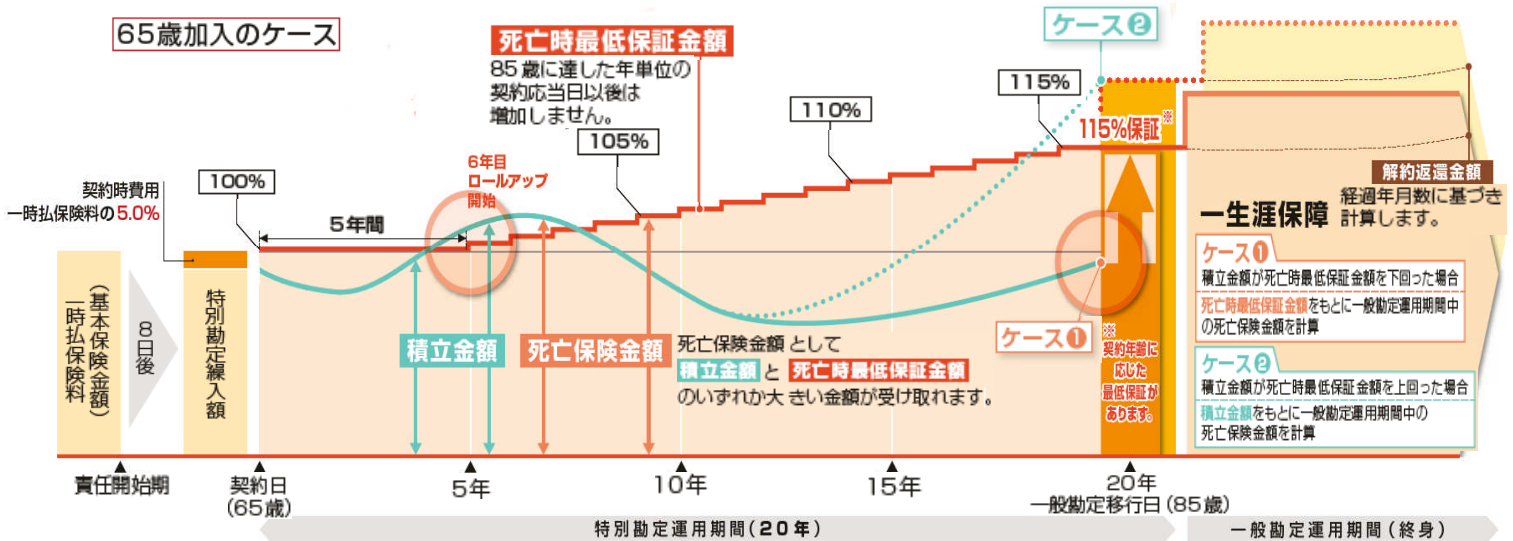
以上

プレミアライフM

のしくみと特徴

一般勘定移行型変額終身保険

【しくみ図】



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日となります。

* 上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額および積立金額を保証するものではありません。

1. 死亡保険金額が増加(ロールアップ)します。

死亡時最低保証金額は、ご契約後6年目から毎年基本保険金額の1%ずつ、契約年齢に応じて最高115%まで増加(ロールアップ)します。

85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません。このため契約年齢によっては特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証率が115%に達しない場合があります。

【65歳加入のケース】特別勘定運用期間中の死亡時最低保証率推移

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	
死亡時最低保証率	100%						101%	102%	103%	104%	105%
経過年数	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上	
死亡時最低保証率	106%	107%	108%	109%	110%	111%	112%	113%	114%	115%	

2. 特別勘定運用期間満了時(契約から20年後)の運用成果に最低保証があります。

契約20年後に一般勘定で運用する終身保険に自動移行します。

特別勘定運用期間中の解約返還金額には最低保証はありません。一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、一般勘定移行日前日の積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をもとに移行時の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき計算されるため、一般勘定移行時まで確定しません。

【主な投資リスク】

この保険の積立金は、特別勘定運用期間中は特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外国通貨建資産価格の下落」などが基準価額の下落要因となります。基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

【主なお取り扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	200万円～5億円(※1)(※2) * 特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証金額(基本保険金額×死亡時最低保証率)について5億円を限度とします。このため、基本保険金額の上限額は、契約年齢によって異なります。
一般勘定運用期間中の 死亡保険金額	200万円～7億円(※1)
保険期間	特別勘定運用期間 契約日から起算して20年
	一般勘定運用期間 特別勘定運用期間満了日の翌日(一般勘定移行日)以後、終身
契約年齢	0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> 死亡給付金等の年金払特約 運用期間中年金支払移行特約
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、特別勘定運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。ただし、契約日から5年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。</p> <p><ご契約時></p> <ul style="list-style-type: none"> 契約時費用:基本保険金額に対して5.0% <p><特別勘定運用期間中></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して年率2.60% 資産運用関係費:信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率0.1365%(税抜0.13%) <p>*上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2010年11月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。</p> <p><ご解約時> * 契約日から5年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本保険金額に経過年数別の解約控除率(1.6%～0.8%)を乗じた金額 <p><一般勘定運用期間中></p> <p>一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、一般勘定移行日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいたものとなりますので、ご契約締結時点では示すことができません。</p> <p><特約年金受取期間中(「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合)></p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約関係費(年金管理費):受取年金額に対して1.0% <p>* 保険契約関係費(年金管理費)は2010年11月現在の数値であり、将来変更することがあります。</p>

※1同一の被保険者について、他にこの保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して上限額を超えることはできません。

※2契約締結後2年を経過した保険契約については、2億円を上限として通算の計算から除外します。

*この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討、お申込みの際は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

(登)C22F0123(H22.12.27)